

地方独立行政法人明石市立市民病院

2019年度 年度計画

2019年3月

地方独立行政法人明石市立市民病院

前 文

1 基本理念

明石市立市民病院は、患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応えます。

2 基本方針

- (1) 患者の権利を尊重し、信頼関係を重視した医療を実践します。
- (2) 地域の医療機関と連携し、良質で継続性のある医療を行います。
- (3) 急性期病院および二次救急病院としての責務を果します。
- (4) すべての職員は向上心の維持に努め、親切で優しい対応を心がけます。
- (5) 各部門の研修施設として、次世代の医療専門職を育成します。
- (6) 健全な病院経営に努めます。

3 患者さんの権利

医療は、患者さんと医療者とがお互いに対等で、信頼し合えることにより、成り立つものであると考えています。明石市立市民病院は、医療のなかでこれらのことを実現するためには、患者さんの権利がしっかりと守られていることが何よりも大切と考えています。私たちは、以下の患者さんの権利を守り医療を行います。

- (1) 良質な医療を受ける権利
- (2) 医療に関する説明を求める権利
- (3) 情報の提供を求める権利
- (4) 自分が受ける医療について自ら決定する権利
- (5) 病院を自由に選択し別の医師の意見を求める権利
- (6) 個人情報やプライバシーが守られる権利
- (7) 健康教育を受ける権利

第1 年度計画の期間

年度計画の期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとします。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院としての役割の明確化

(1) 医療機能の明確化

地域の医療需要や課題を鑑み、診療体制の充実及び強化を図り、各科相互の連携のもと、高度な総合医療を提供します。

救急医療やがん治療、外科系診療科における手術治療、心血管系疾患等の急性期医療を中心に、東播磨圏域で不足している回復期機能にも一定の軸足を置き、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟を活用し、疾患や病状に応じた医療サービスを提供します。

また、患者が退院した後も、地域の医療機関・介護施設等との連携のもと、必要に応じて在宅療養後方支援病院として在宅患者の急変時のバックアップを行う他、病院併設の訪問看護ステーションを活用し、入院から在宅までの切れ目のない診療及び支援に取り組みます。

(2) 地域包括ケアシステムにおける機能の強化

地域医療支援病院として、明石市における地域包括ケアシステムの中で医療と介護が一体的に提供できるよう、市や医師会をはじめ、地域医療機関や在宅医、居宅介護支援事業所との一層の連携強化に努めます。

地域包括ケア病棟において、従来の急性期を脱した患者の受入だけでなく、急性増悪時の在宅患者を速やかに受け入れ、在宅に戻すサブアキュート機能を発揮する他、在宅重度障害者（児）のレスパイト入院の受入など、病棟機能の充実を図ります。

訪問看護ステーションを活用し、患者が在宅に戻られた後も訪問看護師を中心に、地域の医療・介護関係者と連携し、支援を行います。また、必要に応じてセラピストとも連携し、訪問リハビリテーションを行うなど、多職種による療養生活支援を行います。さらに、医療的ケアが必要な児童の普通学校通学のための看護師の派遣を行うなど、市が進める地域共生社会の実現、また、地域包括ケアシステムの深化に貢献します。

(3) 災害及び重大な感染症発生時への対応

大規模災害や感染症の流行などの健康危機の事象発生に備え、あかし保健所をはじめとする市の関係機関と共同で研修、訓練を実施するなど、連携強化に努めます。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震等の災害発生時において、「災害対応病院」としての役割を果たすとともに、災害に備えて事業継続計画（BCP）を策定します。策定を進める中で、既存のマニュアル等の内容を精査するとともに、BCPへの一本化を図り、被災時に速やかに行動できるよう備えます。

また、新型インフルエンザや既存の感染症、新興感染症の発生時においては市の対策行動計画に基づき診療体制を確保し、患者対応を行います。

2 高度な総合的医療の推進

(1) 急性期医療を中心とした総合的な医療の提供

幅広い診療科が、総合的かつ安定した急性期医療を提供します。各診療科の体制の充実を図り、高度な総合性の発揮という使命のもと整合性をもって連携します。

手術について、麻酔科診療体制の拡充を行い、より安全で質の高い手術の実施に取り組むとともに、腹腔鏡等を用いた低侵襲治療に引き続き積極的に取り組みます。また、近隣他病院の状況を踏まえつつ、特徴的な専門診療や手術の実施に継続して取り組みます。

内科系専門診療科においては総合内科を核に一層の連携強化に努め、積極的な患者の受入を行います。

また、外来化学療法が必要となる悪性疾患患者が増加傾向にあることから、外来化学療法室を拡充し、十分な対応を行います。

市民病院として地域において不足する機能の補完を図るべく、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟、訪問看護ステーションを活用し、入院から在宅までの包括的な支援を図ります。

回復期リハビリテーション病棟では、大腿骨頸部骨折や脳血管疾患などの患者に対し、集中的にリハビリテーションを行い、日常生活に必要な能力の改善に取り組みます。地域包括ケア病棟では回復期リハビリテーション病棟の対象とする病態ではないものの、退院に際し、医療的支援が必要な患者や、在宅療養中に急性増悪が生じた患者の受入を行います。

在宅療養に移行された後も、必要に応じて訪問看護師の介入や、在宅療養

後方支援病院としての登録を行うなど、地域で安心して生活できるよう、支援を行います。

【目標値】

項 目	2017 年度 実績値	2019 年度 目標値
急性期機能病棟稼働率	86.3%	82.7%
地域包括ケア病棟稼働率	83.1%	75.0%
回復期リハビリテーション病棟稼働率	-	76.7%
訪問看護ステーション訪問回数	-	245 回/月

※病棟稼働率について、急性期機能病棟については医療の効率化による平均在院日数の短縮及び入院診療単価にもたらす影響を考慮のうえ、目標値を設定している。

※地域包括ケア病棟については回復期リハビリテーション病棟の稼働を考慮し、目標値を設定している。

(2) 救急医療の推進

総合内科と内科系専門診療科の密接な連携による内科系救急のスムーズな受入や、外科系日当直の24時間365日体制を維持し、救急患者の受入要請にできる限り断ることなく最大限応えていきます。

他病院では受入が困難な緊急かつ重篤な患者を中心に対処を行います。小児救急については時間外の地域医療機関からの救急要請への応需を引き続き実施するなど、積極的な対応に努めます。軽症患者に対しても、市民病院として地域で一次救急を担う医療機関のバックアップを行うなど、支援に取り組みます。

救急隊との症例検討会を開催するなど、救急応需に関する情報・意見交換を積極的に行います。

【目標値】

項 目	2017 年度 実績値	2019 年度 目標値
救急車による搬入患者数	3,356 人	3,400 人
救急車お断り率	20.0%	19.0%以下

(3) 市と連携した政策医療の充実

第2期中期計画期間から実施している特定健診業務について、引き続き実施するとともに、一般的な健康診断や乳児健診、小児の予防接種を実施するなど、市民の健康増進及び疾病予防への貢献に努めます。

認知症患者について、かかりつけ医からの紹介に基づく初期鑑別診断等を継続して実施します。

また、市の自殺対策計画に基づく対応として、自殺未遂により救急搬送された患者について、患者の同意のもと市の健康推進課に情報提供を行うことにより、その後のケアや支援につなげます。また、職員に対する研修会を開催する等の取組を通じ、自殺未遂者への適切な対応に努めます。

3 利用者本位の医療サービスの提供

(1) 医療における信頼と納得の実現

患者中心の安心・安全な医療を実現するため、インフォームド・コンセントの標準化、入退院支援センターの継続運用に取り組みます。

インフォームド・コンセントについて、患者や患者家族が疾患や治療方法について十分な理解が得られた上で、医療者と患者が協力して治療に取り組めるよう、実施要領の再検討を行います。多職種が協同で説明書・同意書の院内標準化と関連するプロセスの見直しを図ります。

「入退院支援センター」をリニューアルし、入退院支援の充実を図ります。診療と支援を一体的に実施できるよう、センターを外来ホール中央へ移し、支援及び相談機能の充実を図ります。退院支援については、退院後スムーズに自宅での生活や療養に移行できるよう、MSWや退院支援看護師が入院時から支援を行います。

(2) 利用者本位のサービスの向上

患者アンケートなどの各種調査、ご意見箱に寄せられた意見、診療業務改善・サービス向上委員会で職員から提起される課題点等から患者や来院者のニーズを把握し、必要な改善策を講じます。

診察室のプライバシーへの配慮及び利便性の向上の取組として、一部外来診察室の変更を行います。

眼科では入院、外来患者問わず検査、診察のほぼすべてを外来診察室で行っており、同時に複数の患者を同室で診察することもあったことから、眼科外来を1階から入院病棟のある3階に移動・拡張し、入院診療と外来診療を

一体的に提供する「アイセンター」として再整備を図ります。

また、外来化学療法室についても治療の安全性や確実性、またアメニティの充実の必要性も踏まえ、増加する患者や患者意識の変化に対応すべく、場所を旧眼科外来へ移し、拡充します。

外来受診サポートについて、院内ボランティアと連携し、初めて当院を受診する患者もスムーズに受付できるよう、サポートを行います。また、外国人患者の受診に際しては、英語、中国語の対応可能な職員が診察へ同行し、聴覚障害を持つ患者に対しては市と連携して手話通訳の派遣を受けるなど、患者が安心して受診できるよう、支援に取り組みます。

4 地域とともに推進する医療の提供

(1) 地域医療支援病院としての役割の強化

市医師会役員との病院運営協議会や関連医師会推薦の医師との地域連携推進委員会を継続して開催し、地域の医療機関との更なる連携強化に努めます。また、地域医療機関からの紹介患者の受診に際し紹介患者がスムーズに受診できるよう、診療予約などでは今まで以上に遺漏なく迅速に対応できるよう体制を整えるとともに、当日急患の紹介にも可能な限り対応します。

退院時においては、必要に応じて在宅療養後方支援病院としての登録を行い、患者が安心して地域での生活を継続できるよう、在宅医療を担う医療機関の後方支援に努めます。

また、開放病床の運営継続に加え、オープンカンファレンスについてはケアマネジャーを対象とした研修会を継続実施するとともに、より地域の医療・介護従事者にとって魅力的な研修会を実施します。

【目標値】

項 目		2017 年度 実績値	2019 年度 目標値
紹介率		75.6%	77.0%
逆紹介率		85.9%	85.0%
オープン カンファレンス	回数	21 回	20 回
	参加者数	500 人	500 人

(2) 地域社会や地域の諸団体との交流

当院の診療や取組についての広報活動はもとより、市民や各種関係団体を対象に健康講座21や糖尿病教室等を開催するなど、医療に関する情報発信及び知識の普及啓発に引き続き取り組みます。

また、市が社会福祉協議会に委託して運営している地域総合支援センターで実施しているまちなかゾーン協議会における「いきいき教室」への講師派遣など、職員が地域に出向いての活動にも取り組みます。

さらに、2019年11月に予定されているB-1グランプリ全国大会に対し、2017年に開催された西日本大会同様、救護担当として職員を派遣する等、医療機関としての特徴を生かした地域貢献に取り組みます。

5 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進

日常の診療において、個々の患者の状態や必要なケアに対応するため、医師や看護師、その他コメディカル、さらには事務職なども含め、多職種がそれぞれの専門領域の視点から密に連携し、最善の治療やケアに努めます。

委員会やチーム活動においても多職種が連携してそれぞれの専門性を発揮し、より質の高いチーム医療を推進します。

(2) 情報の一元化と共有

医事課及び財務課、経営企画課において診療情報や医事情報、財務情報などを管理・分析し、幹部職員をはじめ院内への情報提供と共有を行います。

厚労省等が公開しているデータや他病院と比較分析することによって、標準医療の提供や、医療収益の向上、財務の改善を図ります。

6 医療の質の向上

(1) 医療安全や感染防止対策の徹底

医療安全について、2019年度から変更するインシデントレポートシステムを活用し、発生したインシデントについて多職種間で情報共有を進めるとともに原因分析を行い、再発防止に努めます。

また、医薬品に関連するインシデントについて、ピッキングマシンを導入し注射薬払出を自動化することによって、注射薬与薬業務に関するインシデントの低減を進めるとともに、作業効率の向上を図ります。

感染対策について、「感染対策室」として明確に分け、医師、看護師、薬剤

師、臨床検査技師等の多職種を配置し、一層の対策充実に取り組みます。

さらに、地域の中核病院として、あかし医療安全ネットワークにおいて事務局を担い、地域間での情報共有、標準化を図るなど、地域の医療安全風土の醸成に取り組みます。また、感染防止対策においても他の医療機関や保健所等との関連機関との連携をけん引します。

(2) 質の向上のための取組の強化

医療の質や患者サービスの向上を図るため、「品質管理室」を立ち上げ、質マネジメントシステムの構築に取り組みます。文書管理、内部監査、職員教育、方針管理のそれぞれにおいて、取組の定着を図り、PDCAサイクルを回し続けます。これらの取組によって、ISO9001の認証継続を目指します。

2020年度に予定している電子カルテのリプレイスに向け、現行システム及び運用面での課題を整理し、当院にとって最適なシステムを選定すると共に、蓄積されたデータを経営に活かすためのデータマネジメントシステムの構築を検討します。

また、パス大会について、継続開催に取り組み、職種・部門を超えての情報共有ならびに質の向上に努めます。

(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化

関係法令や内部規定を遵守するとともに、定期的に職員研修を実施するなど、行動規範の遵守と医療倫理の実践に努めます。

2018年度に運用を開始した内部通報制度について、通報者に配慮した適切な運用に努めるとともに、内部監査に係る制度の整備に取り組みます。

個人情報保護や情報公開に関しては、明石市個人情報保護条例及び明石市情報公開条例に準じて適切に行います。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療職が集まり成長する人材マネジメント

(1) 必要な医療職の確保

ア 法人の目指す方向性を理解し、目的を共有し行動できる人材を確保します。

イ 地域や市民にとって必要な医療を提供し続けるため、優れた診療技術を有する医師の確保に努めます。

診療部長と大学医局との密接な連携の他、広く人材を外部に求め、診療体制の充実を図ります。

ウ 看護部が取り組んでいる「内部環境改善プロジェクト」と「新人支援プロジェクト」について、活動を行うことによって、募集に対して一定以上の応募数を確保するとともに、採用した職員のフォローアップを図り、人員の安定を図り、看護の質向上につなげます。

エ チーム医療をはじめ診療面における役割の重要性が増す医療技術職について、高い専門性とコミュニケーション能力等を有する人材の確保、育成に努めます。

オ 医師や看護師の負担軽減を図り、本来業務に専念できるよう、医師事務作業補助者や看護助手等の確保に努めます。

また、ワークライフバランス確保の取組として、医師が自宅で遠隔画像診断を行うといった在宅勤務制度を運用します。労働基準法の改正も踏まえ、年次休暇の適切な取得を推進します。

【目標値】

項目	2017年度 実績値	2019年度 目標値
常勤医師数	59人	62人
看護師数	254人	270人

※常勤医師数に初期研修医は含まない。

(2) 魅力ある人材育成システム

病院全体の取組として、階層階級別に必要とされる能力開発支援を行うほか、医療安全研修、医療技術や医療政策等の勉強会の開催を推進するなど、専門資格や技術、知識の習得を活かして活躍できる環境の整備や機会の提供等を図ります。

医師について、当院の特徴である診療科間の円滑な連携のもと、若手医師にとって魅力ある、育成に重点を置いた教育を実施します。初期医師臨床研修、後期専門臨床研修について、プログラムの改善及び充実等を図ります。

看護師については、管理者を対象としたマネジメントラダー（看護管理者の計画的かつ段階的な育成のための指標）の検討・策定に取り組みます。また、クリニカルラダー（看護師の能力開発・評価システムの一つ）について、内容がより実態に即したものとなるよう力量評価指標の検討を進め、チーム医療の一員として役割を果たせる優秀な人材の育成に努めます。

救急にかかる職員のスキルアップを図るため、引き続きICLS研修等を開催します。

また、役職や職種にとらわれず、職員に対して医療政策や病院経営などについて積極的に学習機会を提供する等、経営に資する人材の育成に取り組みます。

2 経営管理機能の充実

(1) 役員の責務

すべての役員は、組織を統制し業務を適正に執行するため、内部統制の体制整備と確実な運用に努めます。

役員は理事長を補佐するとともに、一人ひとりが経営陣の一員としてその職務に対して責任を持ち、何らかの問題が発生した場合にはその責を負うことを認識し、行動します。

また、経営陣の一員として主体的に行動できるよう、組織管理や経営戦略に関するセミナーや勉強会、あるいは医療経営プログラムを受講するなど、積極的な自己研鑽に努めます。そして、理事会は合議による意見の集約を図りながら、重要事項の決定を行います。

(2) 管理運営体制の充実

各部門の部門長、所属長は、理事会の決定事項を確実に推進していく立場から、現場の課題を明らかにし、速やかにその解決を図っていきます。

特に診療科長は、診療科のトップとして医局とのパイプ役を担い、自らの科の体制の維持、充実にかかるマネジメントを実践します。

また、B S Cが経営方針の浸透と実践の徹底を目的とするものであることを踏まえ、院内各科（課）にとってB S Cがより実効性のあるものになるよう、運用面を検証し改善等を図ります。そして部門長は、B S Cの運用により経営方針と連動した部門マネジメントを実践します。

(3) 事務職の育成の推進

事務職員としての資質の向上を図るため、各種の研修やセミナー等への参加、他病院への視察等により、所管業務に精通するとともに、業務の質の向上、継続性の担保を前提に必要な改善に取り組みます。

また、事務職員についてもチーム医療の一員として病院運営の一翼を担うためには事務業務だけではなく、医療についての基礎知識も必要となります。そのために、計画的な人事異動や期間限定の人事交流や他課体験研修にも取り組むなど、職員の育成及び専門性の向上を図ります。

プレイングマネジャーである中間管理職について、マネジメント力や調整力等の必要な能力が習得できるよう、病院として支援を行います。

3 構造改革の推進

(1) 組織風土の改革

職員の問題意識を具体的な解決試行へ導けるよう、B S Cを活用してのQ C活動の発表会を引き続き開催します。また、デジタルサイネージをリニューアルし、経営情報をはじめとする病院の情報周知を徹底し、コスト意識、経営参画意識の醸成に努めます。

B S Cの運用についても、病院全体の目標を出発点として各部門に落とし込んでいく際の技法や留意点等の認識を改めて徹底し、B S Cの本来目的であるベクトルの一致、帰属意識の向上に取り組めます。

(2) 人事評価制度の運用

制度を運用するなかで明らかになる課題を改善しながら、職員の能力、業績、職責等を公正に評価し、職員のモチベーションの向上や人材育成、組織の活性化に取り組みます。

(3) 労働生産性の向上

I S Oの取組を通じて、業務の標準化や手順等を整理し、業務効率を高めます。具体的にはプロセスフローチャート（P F C）やクリニカルパス、マニュアルの整備、見直しを行う中で、各職種の介入の必要の有無やタイミングを検討し明確にすることで質の向上と併せて業務効率の改善を図ります。

また、ワークフローの導入や会議資料の共有化を進め業務の効率化を図ります。ロボットプロセスオートメーション（R P A）の活用による業務改善も検討します。

そして、国の提唱する働き方改革の流れのなかで、こうした取組の結果を長時間労働の抑制等につなげます。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業績管理の徹底

(1) 診療実績の向上による収入の確保

地域の医療機関との連携強化や救急診療体制の維持・充実などに引き続き取り組み、入院患者数の増加に努めます。

また、DPCや診療情報の分析の結果から在院日数の適正化等に取り組むほか、麻酔科医の充実を背景とした重症患者の受入比率の向上により、診療単価の向上に努めます。

さらに、診療報酬の徹底した分析や施設基準の取得など、継続的に安定した収入の確保を図ります。

未収金について、現状の課題を洗い出し、改善に取り組むとともに、弁護士法人への管理回収業務委託を継続して実施するなど、早期回収に取り組めます。

【目標値】

項目	2017年度 実績値	2019年度 目標値
一日平均入院患者数	258.1人	268.2人
病床稼働率	85.7%	81.0%
入院診療単価（一般病棟）	57,560円	60,154円
入院診療単価（回復期リハビリテーション病棟）	-	35,430円
新入院患者数	7,199人	7,416人
一日平均外来患者数	585.1人	545.0人
外来診療単価	15,607円	16,698円

※病床稼働率… 1日平均入院患者数／稼働病床数×100

※稼働病床数について、2017年度は301床、2019年度は6階東病棟の再稼働に伴い30床増加の331床で算出している。その影響で、見かけ上、稼働率は下がっている。

(2) 支出管理などによる経費削減

給与費比率や材料費比率、経費比率などの経営指標を経営管理本部において定期的に分析するとともに、収支予測に基づき支出をコントロールするなど、状況に見合った対応を行います。

費用の削減について、物流管理システム（SPD）による医療材料等の適正管理やベンチマークの活用による価格交渉の継続実施等により医療材料及び薬品費の支出抑制に取り組みます。委託費については委託先を取り巻く環境の変化及び社会情勢の影響も考慮の上、業務内容の充実も含めて交渉し、費用対効果の向上に取り組みます。

人件費については医療の質や安全に十分配慮の上、業務の廃止や効率化など業務そのものの見直しを図りながら、業務の内容、量に応じた人員配置を行います。時間外勤務についても縮減を図るとともに、労働生産性の向上により、人件費率の適正化に努めます。

【目標値】

項目	2017年度 実績値	2019年度 目標値
材料費対医業収益比率	26.8%	25.0%
経費対医業収益比率	14.4%	15.8%
人件費対医業収益比率	58.2%	61.0%

※消費税の取扱いを一部変更したため、「事業報告書」と一部異なる。

<関連指標>

項目	2017年度 実績値
人件費対経常収益比率	49.7%

(3) 原価計算の活用

診療科別や部門別などの原価計算を活用して、収支の改善や不採算医療の費用算定に役立てます。

2 安定した経営基盤の確立

(1) 収支の改善

市民病院としての役割を将来に亘って継続的に担うことができるよう、単年度の経常収支・資金収支の黒字を目指します。

また、増収対策や費用の削減をもって安定した経営基盤を確立するとともに、運営費負担金について、従前の市独自負担相当分の一定額の削減を継続して実施します。

【目標値】

項 目	2017 年度 実績値	2019 年度 目標値
経常収支比率	105.5%	100.3%
医業収支比率	92.7%	93.9%
医業収益(百万円)	7,426	7,693
入院収益(百万円)	5,086	5,330
外来収益(百万円)	2,228	2,202
資金期末残高(百万円)	1,530	1,622

(2) 計画的な投資

老朽化が進む病院施設について、医療環境の変化に対応するための機能性など今後の施設のあり方等をテーマとした懇話会を市との連携のもとで立ち上げ、整備方針の検討を進めます。

また、病院機能維持や診療業務の改善、患者サービスの向上を目的とした改修、医療機器の購入にあたっては、患者意識や医療需要の変化、医療政策の動向等を踏まえつつ、必要性や採算性を十分に検討するとともに、その効果を検証します。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（2019年度）

(百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	8,663
医業収益	7,707
運営費負担金	937
補助金等収益	18
その他営業収益	2
営業外収益	109
運営費負担金	8
その他営業外収益	101
臨時利益	0
資本収入	318
運営費負担金	-
長期借入金	300
その他資本収入	18
その他の収入	0
計	9,090
支出	
営業費用	8,175
医業費用	7,960
給与費	4,544
材料費	2,095
経費	1,291
研究研修費	30
一般管理費	215
給与費	189
経費	26
営業外費用	20
臨時損失	0
資本支出	824
建設改良費	331
償還金	491
その他資本支出	2
その他の支出	0
計	9,019

注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがあります。

注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していません。

【人件費の見積】

期間中総額 4,732 百万円を支出します。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものです。

【運営費負担金の見積】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方によります。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とします。

2 収支計画（2019年度）

（百万円）

区 分	金 額
収入の部	8,792
営業収益	8,689
医業収益	7,693
受託収益	1
運営費負担金収益	937
補助金等収益	18
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返補助金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	38
営業外収益	103
運営費負担金収益	8
財務収益	1
その他営業外収益	93
臨時利益	0
支出の部	8,761
営業費用	8,435
医業費用	8,193
給与費	4,621
材料費	1,922
減価償却費	433
経費	1,188
研究研修費	28
一般管理費	242
給与費	203
減価償却費	15
経費	24
営業外費用	327
臨時損失	0
純利益	30
目的積立金取崩額	0
総利益	30

注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがあります。

注2) 前項の「1 予算（2019年度）」との数値の違いは、税処理の扱いによるものです。

3 資金計画（2019年度）

（百万円）

区 分	金 額
資金収入	10,641
業務活動による収入	8,773
診療業務による収入	7,707
運営費負担金による収入	945
その他の業務活動による収入	121
投資活動による収入	18
運営費負担金による収入	-
その他の投資活動による収入	18
財務活動による収入	300
長期借入による収入	300
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	1,550
資金支出	10,641
業務活動による支出	8,195
給与費支出	4,732
材料費支出	2,095
その他の業務活動による支出	1,367
投資活動による支出	302
有形固定資産の取得による支出	300
その他の投資活動による支出	2
財務活動による支出	522
長期借入金等の返済による支出	491
その他の財務活動による支出	31
翌事業年度への繰越金	1,622

注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがあります。

第6 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 500 百万円
- (2) 想定される短期借入金の発生事由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の設備投資など資金需要に対応するための預金等に充てます。

第10 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（2019 年度）

（百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	300	明石市長期借入金

2 人事に関する計画

事務部門における市からの派遣職員のプロパー職員への置き換えが一定数まで進んだなか、プロパー職員のモチベーションを維持しながら、法人にふさわしい職員への育成と自立に取り組みます。